

(別紙 5)

山形県都道府県における効果的な捕獲に係る市町村連携評価報告
(効果的捕獲促進事業)

1 対象指定管理鳥獣の種類、計画の実施期間及び対象地域

指定管理鳥獣名	イノシシ
実施時期	令和 6 年 11 月 ～ 令和 7 年 3 月
連携市町村名	東南村山地域 (山形市、天童市)
事業費	8,902,465 円

注 1 : 対象市町村は、協議会に参加する市町村とする。

注 2 : 対象市町村の位置が分かる図を添付すること。

2 現状の指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の目的・目標、実施状況、効果、課題等

東南村山地域は、令和 6 年度は目標頭数を僅かに下回る実績となった。県内全体のイノシシによる農作物被害は令和 3 年度から減少傾向にあるものの、当地域は他地域と比較してイノシシの生息密度が高く、被害が拡大していくおそれがあるため、当事業により継続して捕獲を強化する必要がある。

注 : 捕獲によって軽減・低減したい被害・密度 (目的・目標) とそのために必要な捕獲数、捕獲の実施状況、目的・目標に向けた事業の効果及び課題等を記載すること。

3 連携体制

協議会の名称及び 設立年月	構成機関の名称	役割分担
東南村山地域指定管理鳥 獣対策協議会 令和 4 年 8 月	・ 山形市、天童市 ・ 山形県猟友会山形支部、天童支部 ・ 山形県村山総合支庁関係課	市町村 : 猟友会等地元 との調整 猟友会 : 捕獲の担い手 兼 : 事務局

注 : 既に協議会規約が策定されている場合は、添付すること。

4 市町村との連携の目的・具体的な取組内容・効果等

市町村と情報共有 (目撃情報、捕獲情報、捕獲実施状況) し、捕獲が必要な地域で効率的に捕獲できるよう調整・連携する。市町村による各地区の被害状況報告を基に、県が捕獲の実施計画を策定する。また、各市町村の有害捕獲事業と組み合わせることで切れ目のない捕獲を行う。

注 : 2 の課題等を踏まえた市町村との連携による効果的な捕獲の目的と取組 (実施場所、実施内容、捕獲組織・体制、捕獲方法、市町村の連携方法等)、想定される効果等を具体的に記入すること。

5 技術の効果の検証・評価結果

本事業の実施により、全体の捕獲数に上積みすることができたが、個体数の大幅な減少に至っていないことから、本事業により捕獲を継続する必要がある。

注 : 3 及び 4 を踏まえ、実施結果の確認方法や目的・目標に対する効果の検証・評価方法を記入すること (事業終了後の評価報告においては、その評価結果を具体的に記入すること)。

6 その他

有害捕獲は 10 月まで実施し、11 月以降は指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することで、実施期間により棲み分けを行う。
--

注 1：市町村との連携に当たって、特記すべき事項があれば記入すること。

注 2：事業終了後の評価報告において、特記事項に対するコメントがあれば記入すること。

令和6年度山形県指定管理鳥獣捕獲等事業 位置図

飛島



東南村山地域指定管理鳥獣対策協議会規約

令和4年8月22日制定

(名 称)

第1条 この協議会は、東南村山地域指定管理鳥獣対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 イノシシ等指定管理鳥獣の捕獲数が増加している東南村山地域において、関係機関が連携し効果的な捕獲を実施するとともに周辺地域への拡大を防ぐことを目的とする。

(所管事務)

第3条 協議会は前条に掲げる目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 被害状況、被害対策、捕獲情報等の収集と蓄積
- (2) 効果的な捕獲に取り組むための調査、研究
- (3) 捕獲効果の検証・評価
- (4) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の見直しに関する助言
- (5) その他協議会が定める業務

(協議会会員)

第4条 協議会の会員は別紙表に掲げる者をもって組織する。

(運 営)

第5条 協議会には会長を置く。会長は村山総合支庁保健福祉環境部長とする。

- 2 協議会の開催は、会長が招集する。
- 3 会長は、協議会を主宰する。
- 4 会長は、協議会の座長を務めるものとする。
- 5 会長は必要があると認める場合は、専門家等に協議会への出席を求めることができる。
- 6 会長は、指名により職務代理者を置くことができる。

(事 務 局)

第6条 協議会は、事務局を村山総合支庁保健福祉環境部環境課に置く。

(細 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年8月22日から施行する。

別 紙

	団体名	会 員	備考
1	村山総合支庁	保健福祉環境部長	会長
2	山形県猟友会山形支部	支部長	
3	山形県猟友会天童支部	支部長	
4	山形市	環境課長	
5	山形市	農村整備課長	
6	天童市	農林課長	
7	村山総合支庁	農業振興課長	
8	村山総合支庁	環境課長	